

＜別添資料：親族等本人以外への預金払出しの主な事例＞

事例分類	払出し対象	払出し手続き時の留意点（※）	払出し金額	備考	銀行
一般	親族 （親・子ども・配偶者に限定）	親族と面談の上 「預金者本人の氏名・生年月日等」 「預金者との関係」等を確認	原則 10 万円まで	・預金者本人が死亡・行方不明や入院等により来店できない場合などに対応 ・左記以外についても、事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	A 行
	<行方不明の場合> 親族 （行員が面識ある親・子どもに限定）	親族と面談の上、事情を確認	必要な金額		B 行
	<行方不明の場合> 親族 （推定相続人に限定）	推定相続人と面談の上、 「預金者本人の情報」「行方不明の状況」 「預金者との関係、ご家族の状況」を確認	一人当たり 30 万円まで	・例えば、三人からの申出であれば計 90 万円まで払出し	C 行
生活費の払出し	親族 （親・子ども・配偶者で同一生計の者）	親族と面談の上、 「預金者本人の氏名・生年月日等」 「同居の有無」等を確認	原則 10 万円まで	・預金者本人が死亡・行方不明等に対応。 ・左記以外についても、事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	D 行
	親族 （同居者に限定）	親族と面談の上、 「預金者本人の氏名・生年月日等」 「同居の有無」等を確認	当面の生活費		E 行
入院費用の払出し	親族 （同居者に限定）	親族と面談の上、 「預金者本人の氏名・生年月日等」等を確認	当面の入院費	・本来は行員が病院を往訪し、預金者と面談の上対応 ・上記対応が不可な場合、左記対応を実施	E 行
葬儀費用の払出し	遺族 （親・子ども・配偶者など）	遺族と面談の上 「預金者本人が亡くなられた状況」 「必要な費用」等を確認	葬儀費用 （100 万円程度）	・遺族の方の事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	D 行
	遺族 （親・子ども・配偶者など）	遺族と面談の上、 「死亡を確認できる書類」「葬儀費用」等を確認	葬儀費用 （請求額の範囲内）	・遺族の方の事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	B 行

（※）相続対象者であることの確認等の他、来店者の本人確認を実施